

## 戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 戦没者の遺骨収集事業

### 概要

昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人

収容遺骨概数 約128万柱

未収容遺骨概数 約112万柱

(1) 海没遺骨 うち

約30万柱

②相手国事情により収容が困難な遺骨 上記①②以外の未収容遺骨(最大)

約23万柱

約59万柱

令和5年3月末日現在

### これまでの遺骨収集事業の推移

その後

も、遺族

や戦友

による

独自活

動継続

第1次 昭和27年~32年 第2次

第3次 昭和48年~50年 昭和51年

平成18年

平成28年~

(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

陸海軍部 隊の復員 時や引揚 時に送還 した遺骨

> 約93万 2千柱

旧主要戦域と なった各地を

船舶で巡航し て実施。

専ら戦没者の 象徴遺骨(遺 骨の一部)を 収容、昭和32 年度に政府事 業としては、概 了。

昭和42年~47年

・ 旧戦域に数多くの 遺骨が放置されて いるとの遺族や戦 友の指摘、旧戦域 の開発等により、 遺骨が発見される 事例が多くなって いることを踏まえ、 改めて計画的な遺 骨収集を実施(6) 年計画)。

航空便の利用や 現地住民を雇用し て実施。

~平成17年

~27年

昭和48年度から民間団体に対する補助事業を実施(昭和48年度~:2/3補助、平成13年度~:3/3補助)

遺骨収容に国民の 関心が高まったこと (横井庄一氏救出)、 戦後30年が近かっ たことにより、遺骨 収集の充実強化を 図る(3年計画)。

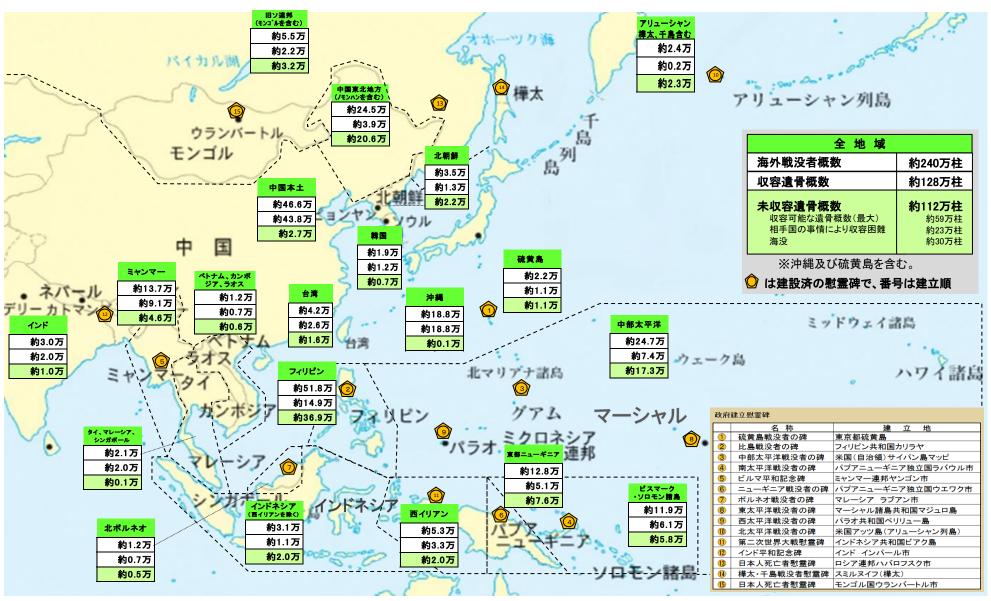
相手国の事情等 で収容できなかっ たが、新たに収骨 が可能となった地 域等について継続 的に遺骨収集を 実施。

遺骨情報の減少 等により、収容が 困難になりつつ あったため、民間 団体等の協力を 得て海外未収容 遺骨の集中的な 情報収集を開始。

- ・平成28年に成立した遺骨収集推進法により令 和6年度までを遺骨収集推進施策の集中実施 期間として取組を促進。
- ・事業の実施状況に鑑み、令和5年6月の法改 正により、集中実施期間を令和11年度まで延長。
- ・平成29年度までに各国の国立公文書館等に おける資料調査を集中的に実施。これらの情報 収集等により得られた埋葬等に関する情報に 関し、令和11年度までに現地調査を実施し、遺 骨の有無を確認。

•収容遺骨数 約1万2千柱 • 収容遺骨数 約11万5千柱 • 収容遺骨数 約10万柱 • 収容遺骨数 約8万6千柱 •収容遺骨数 約3万2千柱

## 地域別戦没者遺骨収容概見図(令和5年3月末時点)



### 収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

### 1. 過去5年間の収容遺骨数(令和5年3月末時点)

#### 【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

地	域	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
旧ソ連		112	61			1
モンゴル						
旧ソ連等	小計(柱)	112	61	0	0	1
		112	61	U	U	

- ・本表は、収容した遺骨を戦没地域別に整理したものである。
- ・一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。
- ※地域不明の遺骨は、米国にある日本の在外公館が保管していた戦没地域不明のもの。

注)令和2年5月に遺骨収集事業等の抜本的な見直しを行い、まずは検体のみを日本に送還してDNA鑑定を実施し、所属集団判定(日本人の遺骨であるか否かの判定)を行った後に日本人と判定された遺骨について日本に送還することとしたことを踏まえ、令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数を記載し、下段に遺骨を日本に送還した数を記載している。

#### 【南方等戦闘地域の遺骨】

地 域	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
硫 黄 島			46	24	75
	42	11	46	24	75
沖縄			57	49	46
71 4"5	18	56	57	49	46
中部太平洋				195	74
	98	264	2		
タイ・マレーシア・シンカ゛ホ° ール					
ミャンマー					
	30				
北ボルネオ					
インドネシア					
(西イリアンを除く)					
西イリアン					
フィリピン					
東部ニューギニア					23
米ポーユー十二ア	42				

地域	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
ビスマーク・ソロモン諸島	494	5			1
インド					7
千島・樺太・アリューシャン	2	7			
中国東北地方 (ノモンハンを含む)		,			
台湾・北朝鮮・韓国					
へ゛トナム・カンホ゛シ゛ア・ラオス					
米国(戦争捕虜人墓地)					
地域不明				2	
南方等 小計(柱)	726	343	103 105	270 73	226 121
合計(柱)	838	404	103 105	270 73	227 121

### 2. 今後の遺骨収集の実施方針

- ・ 令和元年12月に開催された関係省庁連絡会議において決定された戦没者遺骨収集推進戦略に基づき、毎年度、戦没者の遺骨収集 事業実施計画を策定し、計画的に事業を推進。
- ・ 令和5年度も引き続き、当該戦略に基づき定めた「令和5年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」に基づき、海外危険情報 等の現地情勢を踏まえつつ事業を実施。
- ・ なお、令和5年6月に戦没者遺骨収集推進法の改正法が可決、成立し、遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間(平成28年度 から令和6年度まで)を5年間延長し、令和11年度までとされたことを踏まえ、各国の国立公文書館等における集中的な資料調査 等により得られた埋葬等に関する情報(※)に関し、令和11年度までに現地調査を実施し、遺骨の有無の確認を進めていく。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により現地調査ができていない情報(約3,300か所(令和4年3月末時点))、及び新たに 取得する見込みの情報。

#### 〇【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- ・ ロシアにおける遺骨収集事業は、2国間の協定に基づき、人道的観点に立脚してこれまで実施してきているが、現在、渡航中止 勧告が発出されていることもあり、事業の実施が困難な状況。
- ・ 場所及び名簿の情報があるロシア及びカザフスタンの53埋葬地について、今後も派遣が可能な地域においては現地調査及び遺骨収集を実施するとともに、実施が困難な地域については、事業実施が可能となった段階で速やかに再開できるよう、引き続き外務省等と連携し、適切に対応。
- 53埋葬地の名簿登載者数(令和5年3月末時点) 4,715名

#### 〇【南方等戦闘地域の遺骨】

- ・ 海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報等に基づく埋葬地と推定される地点を対象として、 令和5年度は、現地情勢を踏まえつつ現地調査(マリアナ諸島等17の地域を対象に計57回)及び遺骨収集(マリアナ諸島等16の 地域を対象に計21回)を実施。
- ※ 沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施。大規模壕等で沖縄県が実施困難な場合は厚生労働省が実施する。
- ※ 硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集期間推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等 関係省庁と協力して取組を進める。

### 令和4年度及び令和5年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

### 各国の入国制限等の現状(令和5年5月8日時点)

- ○遺骨収集の対象国について、外務省の「感染症危険情報」では、危険情報が発出されているところはない。
  - ※新型コロナウイルスの感染症危険情報については、世界の感染状況が総じて改善してきており、令和5年5月5日、世界保健機構(WHO)も「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を解除したこと等を踏まえ、5月8日付けで、全世界に発出しているレベル1(十分注意してください)は解除された。
- ○「海外危険情報」では、地域により、レベル1(十分注意してください)、レベル2(不要不急の渡航はやめてください)、レベル3(渡航はやめてください(渡航中止勧告))が発出されており、現状、ロシアとミャンマーの一部の地域などがレベル3となっている状況。

#### 令和4年度の派遣実績

〇 硫黄島の調査等及び遺骨収集

調査等を21回実施。遺骨収集を4回実施し75柱の遺骨を収容。

〇 沖縄の調査及び遺骨収集

調査等を1回実施。沖縄県(戦没者遺骨収集情報センター)に委託して、遺骨収集を実施し46柱(※)の遺骨を収容。 ※古墓由来かどうかの確認中であるため暫定値である。

〇 現地調査

マリアナ諸島8回、パラオ諸島4回、トラック諸島1回、東部ニューギニア4回、ビスマーク・ソロモン諸島3回、バヌアツ1回、インド4回、旧ソ連地域(カザフスタン共和国)1回、フィリピン1回、インドネシア1回、バングラデシュ2回、計30回の現地調査を実施し、遺骨の有無を確認。

〇 遺骨収集

海外においては、パラオ諸島1回(74柱相当)、東部ニューギニア1回(23柱相当)、インド3回(7柱相当)、旧ソ連地域(カザフスタン共和国)1回(1柱相当)、インドネシア1回(※)、ニュージーランド1回(1柱相当)、計8回の遺骨収集を実施。

※形質鑑定の結果、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定されなかったため収容せず。

これらの結果、106柱相当の検体を採取。

- 〇 海外資料調査派遣
  - 米国2回実施。
- 遺骨収集の実施に向け、遺骨収集の対象国と厚生労働省による対面又はオンラインによる協議を実施。

### 令和5年度の今後の取組

- 海外派遣は、海外危険情報などの現地情勢を踏まえながら計画的に事業を実施。
  - 【現地調査】マリアナ諸島、パラオ諸島、トラック諸島、ギルバード諸島、マーシャル諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、オーストラリア、インド、北ボルネオ、モンゴル、 樺太千島(北樺太を除く)、フィリピン、インドネシア、アッツ島、バングラディシュ、ミャンマー、ロシア及びカザフスタンを実施予定。
  - 【遺骨収集】マリアナ諸島、パラオ諸島、トラック諸島、ギルバート諸島、マーシャル諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、バヌアツ、インド、モンゴル、樺太千島(北樺太を除く)、フィリピン、インドネシア、バングラディシュ、ミャンマー、ロシア、カザフスタン及びその他の地域を実施予定。
- なお、国内の硫黄島及び沖縄の派遣についても計画的に事業を実施。

### 硫黄島における戦没者遺骨収集について

戦没者概数:21,900人 収容遺骨概数:10,610柱 未収容遺骨概数:11,290柱(令和5年3月末時点)

### 概況

- ・ 硫黄島については、日本国内であるにもかかわらず、約1万1千柱の遺骨が未帰還である。
- ・ 平成23年、関係省庁からなる「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」設置。
- 平成25年3月、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」設置。
- 平成26年3月、関係省庁会議において「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」が決定され、当該取組方針に基づき、 毎年度計画的に取り組んでいる。

### 実績

・ 硫黄島では、昭和27年からこれまで147回遺骨収集を実施している。

<収容遺骨数の推移>

(単位:柱数)

	30年度	令元年度	令2年度	令3年度	令4年度
収容遺骨数	42	11	46	24	75

### <派遣回数の推移>

	30年度	令元年度	令2年度	令3年度	令4年度
調査等	24	23	20	22	21
収集	3	4	3	2	4

### 令和4年度の取組状況

- ・ 令和3年度に引き続き以下の取組を実施。
  - ①外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容
  - ②平成23~30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査
  - ③滑走路地区における、面的なボーリング調査による地下壕の探査
  - ④改良型地中探査レーダを用いた北飛行場跡地(半面)における地下壕の調査
- 新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、調査・収集に係る派遣者について、PCR検査を実施。

### 沖縄における戦没者遺骨収集について

戦没者数: 188,136人 収容遺骨数: 187,583柱(うち、政府による遺骨収集数: 52,087柱) 未収容遺骨数: 553柱(令和5年3月末時点)

### 概況

- 沖縄においては、発見される遺骨の状況に応じ、厚生労働省と沖縄県が役割を分担して遺骨収集を進めている。
- 厚生労働省:宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。
- ・ 沖 縄 県:県民等からの情報により、地表付近で発見された遺骨について、遺骨収集ボランティアの方と連携して遺骨収集を実施。
  - ※ 沖縄においては、開発業者等が遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」が遺骨を収集する仕組みが構築されている。

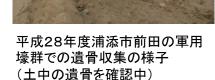
### 実績

- 沖縄においては、戦後まもなく、沖縄の人々により遺骨収容が行われ、13万5千余柱に上る遺骨が収容された。
- ・昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施。昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生 省に移管され、これまでに52,087柱の遺骨を収容した。
- 沖縄戦没者遺骨収集等委託費(※)令和5年度予算 約30百万円 ※厚生労働省は、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」に係る 費用及び遺骨収集ボランティアの活動費等について沖縄県に支出。

<収容遺骨数の推移>

(単位:柱数)

30年度	令元年度	令2年度	令3年度	令4年度
18	56	57	49	46

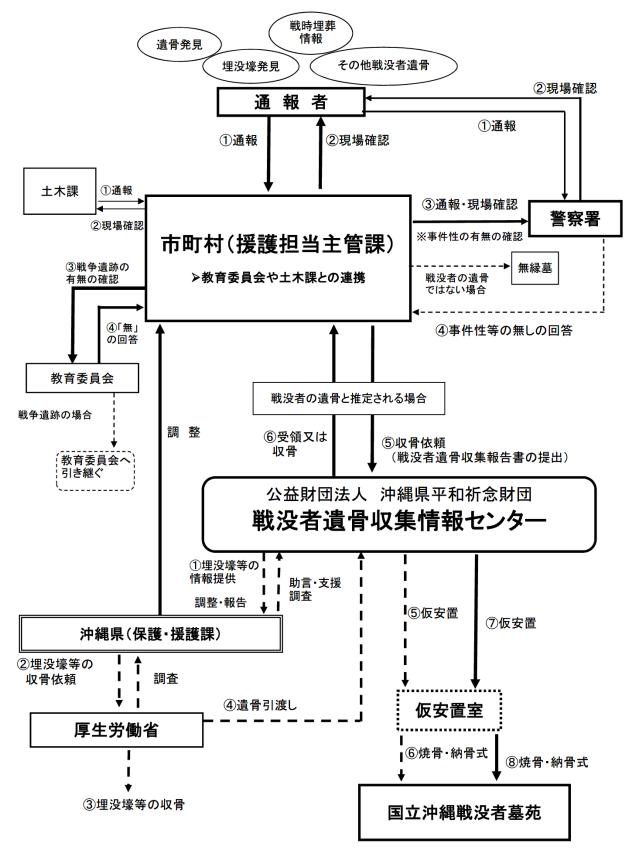


令和元年度糸満市東里の山城壕で の遺骨収集の様子 (埋没した構築壕の位置を特定中)

### 令和4年度の取組状況

引き続き、沖縄県及び同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターと連携して、県民等からの情報や保有している情報等について現地調査及び遺骨収集を実施した。令和5年1月に沖縄県から要請のあった、豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕について、3月に現地調査を実施した。現地の状況を踏まえ、令和5年度に現地調査又は遺骨収集を実施予定。

### 戦没者遺骨収集・発見フローチャート



※ 通報者から直接センターに通報があった場合も、市町村援護担 当主管課と同様に、警察署・教育委員会等への対応を行います。

## 1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績	現状・課題	今後の予定
	(令和5年3月末日時点)	(令和5年6月末日時点)	(令和5年6月末日時点)
旧ソ連(ウズベギスタンを除く)	<ul><li>・戦没者概数 18,750柱</li><li>・未収容遺骨概数 34,250柱</li></ul>	・ロシア政府から提供された情報で収容情報 53か所(令和5年3月末時点)を保有。 ・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。 ・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情を実施。 ・令和3年度までにが、大変をにより調査をはいたが、大変をはいたが、大変をはいたが、大変をはいたが、大変をはいて、が、大変をはいて、が、大変をはいて、が、大変をはいて、が、大変をはいて、が、大変をはいて、が、大変をはいて、が、大変をはいて、が、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは	・ロシアについては、指摘を受けた埋葬地の遺骨の取扱や今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、相手国政府等との協議を進める。 ・カザフスタンにおいて、令和5年7月に2埋葬地の現地調査等、令和5年9月に遺骨収集を実施予定。

## 各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績	現状・課題	今後の予定
	(令和5年3月末日時点)	(令和5年6月末日時点)	(令和5年6月末日時点)
モンゴル	(モンゴル抑留中死亡者) ・戦没者概数 1,700人 ・収容遺骨概数 1,500柱 ・未収容遺骨概数 200柱 ※ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部(ノモンハンを含む)における遺骨収容として整理している。	・一部の埋葬地を除き概了。	・今後は確度の高い遺骨に関する 情報が得られた場合は、埋葬地調 査の実施を検討する。

### 【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

ウズベキスタン(旧ソ連地域)	・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱 (旧ソ連地域の統計・実績に 含む)	・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。 ・令和元年12月、ウズベキスタン大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。 ・令和4年5月、外相の訪ウズベキスタン時に再度申し入れ。	・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。
			10

# 各地域の取組状況 ③

## 2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年6月末日時点)	今後の予定 (令和5年6月末日時点)
沖縄	<ul><li>・戦没者数 188,136人</li><li>・収容遺骨数 187,583柱</li><li>・未収容遺骨数 553柱</li></ul>	・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。 ・沖縄県と戦没者遺骨収集情報センターが民間団体等と協力の上、令和4年度は糸満市や宜野湾市等から46柱の遺骨を収容した。 ・厚生労働省は、令和5年1月に沖縄県から要請のあった、豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕について、令和5年3月に現地調査を実施した。	・引き続き、沖縄県及び同県が設置した 戦没者遺骨収集情報センターと連携して、 県民等からの情報や保有している情報等 について現地調査及び遺骨収集を実施す る。 ・豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊 江村の埋没壕については、現地の状況を 踏まえ、令和5年度に現地調査又は遺骨 収集を実施予定。
硫黄島	<ul> <li>・戦没者概数 21,900人</li> <li>・収容遺骨概数 10,610柱</li> <li>・未収容遺骨概数 11,290柱</li> </ul>	・関係省庁会議で決定された「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 ・令和4年度は75柱を収容。 第1回遺骨収集団 0柱 第2回遺骨収集団 21柱 第3回遺骨収集団 29柱 第4回遺骨収集団 25柱 ※第1回遺骨収集団は、新型コロナウイルス感 染症の陽性者が発生したことにより派遣期間 を短縮した。	・令和5年度は左記の「取組方針」に基づき令和5年4月28日に決定された「令和5年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画」に定めるとおり、1.滑走路地区等の掘削・遺骨収容の実施2.外周道路外側の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容の実施3.滑走路地区周辺以外の地下壕探査の実施を行う。・令和5年6月から2月の間、調査を計14回実施予定。・令和5年7月、9月、11月及び令和6年1月に遺骨収集を計4回実施予定。

# 各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年6月末日時点)	今後の予定 (令和5年6月末日時点)	
ミヤンマー	<ul><li>・戦没者概数 137,000人</li><li>・収容遺骨概数 91,460柱</li><li>・未収容遺骨概数 45,540柱</li></ul>	・令和2年3月に遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を中止し、それ以後もミャンマーの国内情勢により、派遣を実施できない状況。・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。	・ミャンマーの国内情勢を注視しつつ、可能な範囲での早期の事業再開に向けて、検討を行っていく。 ・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、ミャンマー政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。	
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	<ul> <li>(グアム島)</li> <li>・戦没者概数</li> <li>・収容遺骨概数</li> <li>・未収容遺骨概数</li> <li>・戦没者概数</li> <li>・収容遺骨概数</li> <li>・収容遺骨概数</li> <li>・未収容遺骨概数</li> <li>・未収容遺骨概数</li> <li>・未収容遺骨概数</li> <li>・未収容遺骨概数</li> <li>・サントラックを</li> <li>・大りの人</li> <li>・大りの人</li> <li>・収容遺骨概数</li> <li>・大りの人</li> <li>・収容遺骨概数</li> <li>・大りの人</li> <li>・大りの人</li> <li>・未収容遺骨概数</li> <li>・未収容遺骨概数</li> <li>・未収容遺骨概数</li> <li>・未収容遺骨概数</li> <li>・未収容遺骨概数</li> <li>・未収容遺骨概数</li> </ul>	・令和3年8月に、サイパン歴史保存局とオンライン会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。・令和4年度は、サイパン、テニアン、グアムにおいて、8回現地調査を実施した。 <令和5年度の実施状況>・令和5年5月にテニアンで現地調査を実施。	・令和5年7月にグアム、パガン、8月にサイパン、9月にテニアン、10月にグアム、令和6年1月にサイパン、2月にテニアンで現地調査を計7回実施予定。 ・令和5年11月にサイパンで遺骨収集を実施予定。	

# 各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年6月末日時点)	今後の予定 (令和5年6月末日時点)			
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	<ul><li>・戦没者概数 5,500人</li><li>・収容遺骨概数 250柱</li><li>・未収容遺骨概数 5,250柱</li></ul>	・タラワ環礁で米国側が収集した戦没者遺骨(アジア系)が、現在米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(以下、「DPAA」と記載)管理下にある。 ・DPAA管理下にある遺骨については、平成元年度に検体採取の派遣を2回実施し、162検体を送還した。  <令和5年度の実施状況> ・残りの検体の採取のための派遣を令和5年5月実施し、DNA鑑定用の406検体を送還した。	・現地調査による遺骨情報の収集に取り組み、遺骨収集を実施する。 ・令和5年8月にマキン島で現地調査を実施予定。			
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	<ul> <li>・戦没者概数 16,200人</li> <li>・収容遺骨概数 9,210柱</li> <li>・未収容遺骨概数 6,990柱</li> </ul>	・遺骨情報に基づく現地調査及び今後の円滑な遺骨 収集事業再開のため、政府及び州政府関係者との協議を行い、覚書を遺骨収集の抜本的見直しに則した ものに改訂(検体送還の規定も追加)し、令和4年 5月覚書に署名した。 ・ペリリュー島は、埋没戦車遺骨情報、集団埋葬地 情報等、複数の遺骨情報あり。 ・アンガウル島は、集団埋葬地情報において実施している。 ・令和4年5、7、9月及び令和5年2月に現地調査を実施。令和4年11~12月にかけて遺骨収集を 実施し、DNA鑑定用の検体(74柱相当)を送還した。 く令和5年度の実施状況> ・令和5年5月に現地調査を実施。	・令和5年7月、9月及び令和6年2月に現地調査を計3回実施予定。 ・令和5年11月に遺骨収集を実施予定。			
トラック諸島	<ul> <li>(トラック諸島)</li> <li>・戦没者概数 5,900人</li> <li>・収容遺骨概数 4,100柱</li> <li>・未収容遺骨概数 1,800柱</li> <li>(ウォーレアイ(メレヨン)環礁)</li> <li>・戦没者概数 4,900人</li> <li>・収容遺骨概数 3,050柱</li> <li>・未収容遺骨概数 1,850柱</li> </ul>	・水曜島(チューク州トル島)で1か所の埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて地権者と現地調査について調整中。 ・トラック環礁内の沈没艦船で戦没者と思われる遺骨発見の情報あり。令和5年3月に現地調査を実施。	・水曜島については地権者との合意が必要 ・沈没艦船については令和5年10月に遺骨収集を実施予定。 ・令和6年1月にウォーレアイ(メレヨン)環礁で現地調査・遺骨収集を実施予定。			

# 各地域の取組状況 ⑥

地域、	統計・実績 (令和5年3月末日末時点)	現状・課題 (令和5年6月末日時点)	今後の予定 (令和5年6月末日時点)		
東部ニューギニア	<ul><li>・戦没者概数 127,600人</li><li>・収容遺骨概数 51,420人</li><li>・未収容遺骨概数 76,180柱</li></ul>	・令和4年3月にパプアニューギニア国立博物館とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。 ・令和4年7月及び10月に現地調査を実施した。 ・所属集団判定会議で判定不可となった10柱について令和5年1月パプアニューギニアに通報済。 ・令和5年1~2月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の23柱相当の検体を送還した。また、3月に現地調査を実施した。 ・令和5年6月から現地調査・遺骨収集を実施中。	・令和5年9月以降に現地調査を計5回実施予定。		
ビスマーク・ソロ モン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	<ul> <li>・戦没者概数 118,700人</li> <li>・収容遺骨概数 60,950柱</li> <li>・未収容遺骨概数 57,750柱</li> </ul>	・ガダルカナル島で現地保管中の遺骨(約280柱)あり。検体の持ち帰りに際し、収容地点によっては連合国側戦没者の可能性があるため、日米共同鑑定が必要。 ・令和4年12月、令和5年1月、3月に現地調査を実施した。 ・令和5年2月にニュージーランドに職員を派遣し、同国の戦争博物館が収蔵している遺骨(ガダルカナル島で収容との情報)について形質鑑定を実施し、DNA鑑定用の検体(1柱相当)を送還した。・令和5年6月にガダルカナル島で現地調査を実施。	・令和5年12月、令和6年1月に現地調査を計2回 実施予定。 ・令和5年7月及び令和6年3月に現地調査・遺骨収 集を計2回実施予定。		
インド	<ul><li>・戦没者概数 30,000人</li><li>・収容遺骨概数 19,960柱</li><li>・未収容遺骨概数 10,040柱</li></ul>	・令和4年4月、9月及び令和5年2月~3月にかけて、現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の7柱相当の検体を送還した。 ・令和4年11月に現地調査を実施した。 ・令和5年5月、主要な派遣先である、マニプール州で暴動が発生した。	・現地情勢を注視しつつ、 令和5年10月、11月及び 令和6年2月に現地調査・ 遺骨収集を計3回実施予定。		
1			1/		

# 各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 <sup>(令和5年3月末日時点)</sup>	現状・課題 <sup>(令和5年6月末日時点)</sup>	今後の予定 (令和5年6月末日時点)
北ボルネオ	<ul><li>・戦没者概数 12,000人</li><li>・収容遺骨概数 6,910柱</li><li>・未収容遺骨概数 5,090柱</li></ul>	・海外資料調査により取得した情報(9件)を保有。(確度が高くない) ・これまでに昭和31年度から昭和58年度 まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。	・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報を精査した上で、現地調査を実施予定。
樺太・千島	<ul> <li>・戦没者概数 24,400人</li> <li>・収容遺骨概数 1,810柱</li> <li>・未収容遺骨概数 22,590柱</li> <li>※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。</li> </ul>	<ul> <li>・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。</li> <li>・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。(検体は通関手続上の技術的問題により現地に保管中。)</li> <li>・日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されている。</li> </ul>	・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。 ・渡航が可能となった段階で現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。

# 各地域の取組状況 ⑧

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年6月末日時点)	今後の予定 (令和5年6月末日時点)
タイ・マレーシア・シンガポール	<ul><li>・戦没者概数 21,000人</li><li>・収容遺骨概数 20,200柱</li><li>・未収容遺骨概数 800柱</li></ul>	<ul> <li>・(タイ)保有情報あり(1件、精査中)。 (その他地域)保有情報なし。</li> <li>・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。</li> <li>①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。</li> <li>②マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。</li> <li>③シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。</li> </ul>	・各国の国立公文書館等に おける資料調査による情報 及び確度の高い遺骨に関す る情報が得られた場合は、 現地調査の実施を検討する。
ベトナム・カンボ ジア・ラオス	・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨概数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱	・保有情報なし。 ・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。	・各国の国立公文書館等に おける資料調査による情報 及び確度の高い遺骨に関す る情報が得られた場合は、 現地調査の実施を検討する。
韓国・台湾	<ul> <li>(韓国)</li> <li>・戦没者概数 18,900人</li> <li>・収容遺骨概数 12,400柱</li> <li>・未収容遺骨概数 6,500柱</li> <li>(台湾)</li> <li>・戦没者概数 41,900人</li> <li>・収容遺骨概数 26,300柱</li> <li>・未収容遺骨概数 15,600柱</li> <li>※戦没者概数は、海没者約22,000人(韓国約6,500人、台湾約15,500人)を含む。</li> </ul>	・保有情報なし。 ・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、 433柱を収容。 ②台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。	・在外公館等により確度の 高い遺骨に関する情報を得 られた場合は、現地調査・ 遺骨収集を実施する。
			16

## 各地域の取組状況 9

### 【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域 】

地域	統計・実績	現状・課題	今後の予定
	(令和5年3月末日時点)	(令和5年6月末日時点)	(令和5年6月末日時点)
インドネシア(西イリアン(西部ニューギニア等)を含む)	<ul> <li>戦没者概数 44,460柱</li> <li>中未収容遺骨概数 39,940柱</li> </ul>	・インドネシア(パプア州・西パプア州)における戦没者の遺骨収集実施のため令和元年6月、駐インドネシア大使とインドネシア教育文科省文化総局長との間で協定への署名が行われた(協定の効力は3年間)。令和4年6月21日、交換公文にて協定延長(新たに3年間)の署名が行われた。・令和5年3月に、協定署名後初の現地調査・遺骨収集を実施した(形質鑑定の結果、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定されなかったため収容せず。)。・形質鑑定等の結果、日本人と推定された遺骨について、インドネシア側において、インドネシア関係機関との協議・鑑定にかかる合意書の取り交わしが必要。 ※両国間の協定に基づき、火葬した遺骨のみ日本に送還が可能。したがって、遺骨のみ日本に送還が可能。したがって出しができず、日本側で科学的な鑑定)を行うことができない。	

# 各地域の取組状況 ⑩

地域	統計・実績	現状・課題	今後の予定
	(令和5年3月末日時点)	(令和5年6月末日時点)	(令和5年6月末日時点)
フィリピン	<ul> <li>戦没者概数 148,530柱</li> <li>未収容遺骨概数 369,470柱</li> </ul>	く協力覚書締結後の遺骨収集事業> ・フィリピンにおける戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進め、可成30年5月に厚生労働省とフィリピン政府との間で遺骨収集に係る協力覚書を締結。同年10月より事業を再開した。 ※平成30年度:現地調査2回(ルソン島)令和1年度:現地調査1回(ルソン島)令和4年度:現地調査1回(ルソン島)・協力覚書に基づき、収容時の形質鑑定等により日本人の遺骨である蓋然性が高い検体(8検へ)を採取し日本に持ち帰り、科学的な鑑定を行いに保管)。・令和5年6月に、現地に職員を派遣してフィリピン政府と協議を行い、令和5年度の事業計画案を説明。 〈日本送還済みの遺骨への対応〉・令和元年11月に、過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 〈フィリピン国内保管遺骨への対応〉・協力覚書以前に収容され、フィリピン国内に保管中の遺骨(事業中断までにNPO法人が同国内で集めていたずに保管)については、平成28年12月より現地に遺骨鑑定人を派遣し、全ての遺骨について遺骨の総数、部位の種別等の状況を把握するため、フィリピン側の協力を得て遺骨の形質の確認作業を実施している。	く協力覚書締結後の遺骨収集事業>・事業の早期実施に向け、引き続きフィリピン政府との協議を進める。 く日本送還済みの遺骨への対応>・DNA鑑定等により所属集団を判定のうえ、その結果を踏まえてフィリピン関内保管遺骨への対応>・引き続き形質の確認作業を実施し、検体採取後、DNA鑑定等により所属まてフィリピン側と遺骨の取扱いについて協議を実施する。

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年6月末日時点)	今後の予定 (令和5年6月末日時点)
中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)	<ul> <li>(中国本土)</li> <li>・戦没者概数 465,700人</li> <li>・収容遺骨概数 27,230柱</li> <li>・未収容遺骨概数 27,230柱</li> <li>(中国東北部)</li> <li>※ノモンハンを含む</li> <li>・戦没者概数 245,400人</li> <li>・収容遺骨概数 39,330柱</li> <li>・未収容遺骨概数 206,070柱</li> </ul>	(中国本土及び東北部) ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報(12件)を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、遺骨収容は実施できていない。 (ノモンハン〈モンゴル側〉) ・平成16年度から平成28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱の遺骨を送還。 ・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供あり。	(中国本土及び東北部) ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。  (ノモンハン〈モンゴル側〉) ・ハルハ河戦勝博物館長より情報提供のあった遺骨情報について令和5年7月に現地調査・遺骨収集を実施予定。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 (米軍基地内) ・ウォッゼ島	<ul><li>・戦没者概数 19,200人</li><li>・収容遺骨概数 3,000柱</li><li>・未収容遺骨概数 16,200柱</li></ul>	・本地域においては、ウォッゼ島の遺骨情報を中心に遺骨収集を実施することとしている。 ・クエゼリン島の集団埋葬地における現地調査の ためには、DPAAに情報提供を求め、詳細地点を 絞り込む必要がある。また、同島(米軍基地)の 立入調査には米軍側の許可が必要。	・令和5年7月にウォッゼ島で現 地調査を実施予定。 ・令和5年10月にウォッゼ島で 遺骨収集を実施予定。
バングラデシュ	保有している統計なし	・英連邦戦没者委員会(以下「CWGC」と記載)が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報(2か所)を保有。 ・平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせていた。 ・令和4年8月、外務省及び在バングラデシュ日本国大使館に遺骨収集の事業説明を行い、令和5年2月及び3月には、バングラデシュ政府等との協議及び同墓地での調査を実施した。 ・一方、同墓地を管理するCWGCからは、遺骨収集に係る詳細な実施計画の作成が求められている。	・令和5年度上半期に、CWGCに 提出する遺骨収集実施計画作成の ための現地調査を実施予定。 ・CWGC及びバングラデシュ政府 等との調整がつき次第、現地調 査・遺骨収集を実施予定。
			10

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年6月末日時点)	今後の予定 (令和5年6月末日時点)
アリューシャン列島(アッツ島)	<ul><li>・戦没者概数 2,600人</li><li>・収容遺骨数 320柱</li><li>・未収容遺骨概数 2,280柱</li></ul>	・平成21年に遺骨収集を実施することで米国側と調整を進めていたところ、米国側より遺骨収集実施にあたり道路等のインフラ整備をしなければならず、そのための環境影響評価が必要であるとの回答があった。 ・加えて、厳しい気象条件(極寒地、濃霧等天候不順)、地理的条件(宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など)への対応が必要であるため、遺骨収集を行うための環境整備には数年を要する。 ・アッツ島の現状把握のための事前調査の実施にあたり、米国側(在日米国大使館(令和3年12月、令和4年6月)、アラスカ陸軍工兵隊及び内務省魚・野生生物局)と具体的な調整を行っている。令和5年3月には、外務省の協力を得て、米国国務省及び国防省に対し協力を働きかけている。	・外務省等関係機関と連携し、 米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。
北朝鮮	<ul> <li>・戦没者概数 34,600人</li> <li>・収容遺骨概数 13,000柱</li> <li>・未収容遺骨概数 21,600柱</li> </ul>	・平成26年5月、日朝政府間協議において、 北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意(いわゆるストックホルム合意)。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、同年2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。	・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

地域	統計・実績 (令和5年3月末日時点)	現状・課題 (令和5年6月末日時点)	今後の予定 (令和5年6月末日時点)
地域不明区分の遺骨については、在外公館で受領した遺骨で、戦没地の情報がないことにより地域を特定できないもの。	収容遺骨数 17柱	・これまで、日本の在外公館から寄せられた 遺骨情報(今次大戦における交戦国の兵士が 戦中・戦後に持ち帰った遺骨)に係る調査及 び遺骨受領派遣を行っている。 ・令和3年11月から12月にかけて、米国に職 員を派遣し、在外公館が保管している日本人 戦没者と思われる遺骨について、関係者から 取得の経緯等の聴き取りとともに形質鑑定を 実施した。その結果、日本人戦没者である蓋 然性が高いと判定した遺骨のDNA鑑定用の検 体(2柱相当)を送還、令和5年3月の所属集 団判定会議で審議した結果、日本人の遺骨で あると判定された。	・外務省等関係行政機関と連携し、新たな遺骨情報が得られた場合には、米国・豪州等に調査団を送り事実確認を行う。
その他 海外資料調査 (米国海軍設営隊資料館)	取得した資料のデータ整理中	・平成29年度までに各国の国立公文書館等における資料調査は概了。 ・米国海軍設営隊資料館における資料調査は平成27年7月に申し入れたが、日本人戦没者の埋葬等に関する資料は機密扱いとなっていた。 ・令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により同館における資料調査は実施できなかった。 ・令和4年10月23日から11月6日に第1次資料調査を実施した。(取得資料数:77枚)・令和5年1月15日から29日に第2次資料調査を実施した。(取得資料数:7枚)計 84枚	・取得した資料から日本人戦 没者の埋葬等に関する記述を 抽出・分析し、有効な遺骨情報を収集する。

### 令和5年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令 和 5 年 3 月 厚 生 労 働 省

「戦没者遺骨収集推進戦略」(令和元年 12 月 17 日戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、令和 5 年度における戦没者の遺骨収集事業の実施計画を以下のとおり定める。

### 1. 南方等戦闘地域

### 【現地調査】

〇 ミャンマー4班、マリアナ諸島8班、パラオ諸島4班、トラック諸島1班、 ギルバート諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア7班、ビスマーク・ソロモン諸島6班、オーストラリア1班、インド2班、北ボルネオ1班、モンゴル1班、樺太・千島(北樺太を除く)1班、フィリピン14班、インドネシア3班、アッツ島1班、バングラデシュ1班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程		
	マンダレー地域	令和5年 9月下旬	~	10 月上旬
ミャンマー	バゴー地域東部、バゴー地 域西部	10 月下旬	~	11 月上旬
	モン州、マンダレー地域	12 月上旬	~	12 月下旬
	バゴー地域東部、チン州	令和6年 1月下旬	~	2月上旬
	テニアン島	令和5年 5月中旬	~	5月下旬
	グアム島	6月下旬	~	7月中旬
	パガン島	7月中旬	~	7月下旬
マリアナ諸島	サイパン島	8月下旬	~	9月上旬
マソノノ語局	テニアン島	9月中旬	~	9月下旬
	グアム島	10 月中旬	~	10 月下旬
	サイパン島	令和6年 1月下旬	~	2月上旬
	テニアン島	2月下旬	~	3月上旬

	アンガウル島、ペリリュー	令和5年 5月中旬	~	5月下旬
				0 B L 句
パラオ諸島		7月中旬		8月上旬 10月上旬
	島	9月中旬	~	10 月上旬
		令和6年	~	3月上旬
		2月下旬		<u> </u>
トラック諸島	チューク環礁(沈没艦船)	令和5年	~	令和6年
		10 月中旬		3月下旬
ギルバート諸島	マキン環礁	令和5年	~	令和6年
		9月中旬		3月下旬
マーシャル諸島	ウォッゼ環礁	令和 5 年	~	令和6年
_		7月上旬		3月下旬
	マダン州、ミルンベイ州	令和5年	~	5月下旬
		5月中旬		· •
	サンダウン州、東セピック	6月下旬	~	7月中旬
	州			
	マダン州、東セピック州	7月中旬	~	8月上旬
東部ニューギニア	オロ州、モロベ州	8月下旬	~	9月中旬
	サンダウン州、東セピック州	9月下旬	~	10 月中旬
	ミルンベイ州、セントラル 州	10 月下旬	~	11 月中旬
	オロ州、モロベ州	11 月下旬	~	12 月中旬
		令和5年		
	ガダルカナル島	5月下旬	~	6月上旬
		7月下旬	~	8月上旬
	ニューブリテン島、ブーゲ			
	ンビル島	9月上旬	~	9月下旬
ビスマーク・	ニューブリテン諸島、ベラ	44 🖻   5		40 🗖 ! ⊱
ソロモン諸島	ラベラ島	Ⅱ月甲旬	~	12 月上旬
	/ \\	令和6年		0.5.1.5
	ブーゲンビル島 	1月下旬	~	2月上旬
	ガダルカナル島、ツラギ島、	0 - 1 -		0.5.7.
	ガブツ島等	3月上旬	~	3月下旬
		<b>令和5年</b>		令和6年
オーストラリア 	地域未定 	5月下旬	~	3月下旬
	1			

		人和日左		
インド	マニプール州、ナガランド 州	令和5年	~	10 月中旬
		10 月上旬		10 🗆 1 👉
		11 月下旬	~	12 月上旬
   北ボルネオ	地域未定	令和5年	~	令和6年
		9月下旬		3月下旬
ー ーモンゴル	地域未定	令和5年	~	8月中旬
		5月下旬		0 / 1   - 3
樺太・千島	地域未定	令和5年	~	11 月下旬
(北樺太を除く)	地域不足	6月下旬		11 /3 1° PJ
	タルラック州	令和5年	~	0 日由句
	タルラック <b>/</b> /۱۱	8月上旬	~	8月中旬
	パンパンガ州	8月上旬	~	8月中旬
	バターン州	9月上旬	~	9月中旬
	サンパレス州	9月上旬	~	9月中旬
	パンガシナン州、ヌエバエ			
	シハ州	10 月上旬	~	10 月中旬
	パンガシナン州	10 月上旬	~	10 月中旬
	ベンゲット州、ラウニオン	, ,		10 / 1   1-5
フィリピン	州	11 月上旬	~	11 月中旬
	ベンゲット州	12 日 上旬	~	12 月中旬
		12 月上旬		12 月中旬
	ケソン州、ラグナ州、バタン	令和6年		12 77 TH
	ガス州、リサール州	1月上旬	~	1月中旬
				1 日中与
	ヌエバビスカヤ州	1月上旬	~	
	イサベラ州、リサール州	2月上旬	~	_ , , , ,
	カガヤン州、リサール州	2月上旬		2月中旬
	ベンゲット州	3月中旬	~	3月下旬
	パプア州	令和5年	~	11 月中旬
		11 月上旬		1173 1 -3
インドネシア	  西パプア州	令和6年	~	1月下旬
	ロハノノ川	1月中旬	~	' /J I PJ
	パプア州	3月上旬	~	3月中旬
マッツ自	바삼キウ	令和5年		令和6年
アッツ島	地域未定	4月上旬	~	3月下旬
»	L	令和5年		令和6年
バングラデシュ	クミッラ県、チッタゴン県	4月中旬	~	3月下旬
		, , , ,		

<sup>※ 1</sup>派遣当たり概ね5名程度で構成。

<sup>※</sup> 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

### 【遺骨収集】

○ 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ミャンマー1班、マリアナ諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、ギルバート諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島3班、バヌアツ1班、インド1班、モンゴル1班、樺太・千島(北樺太を除く)1班、フィリピン2班、インドネシア2班、バングラデシュ1班、その他地域2班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派	遣日	程
ミャンマー	マンダレー地域、ザガイン 地域、チン州、シャン州等	令和6年 2月中旬	~	2月下旬
マリアナ諸島	サイパン島	令和5年 11月下旬	~	12 月上旬
パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル 島等	令和5年 11月下旬	~	12 月中旬
トラック諸島	チューク環礁(沈没艦船)	令和5年 8月中旬	~	令和6年 3月下旬
ギルバート諸島	マキン環礁	令和5年 9月中旬	~	令和6年 3月下旬
マーシャル諸島	ウォッゼ環礁	令和5年 11月上旬	~	令和6年 3月下旬
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セ ピック州、サンダウン州、 オロ州、ミルンベイ州	令和6年 2月中旬	~	2月下旬
ビスマーク・		令和5年 7月下旬	~	8月上旬
ソロモン諸島	ガダルカナル島	10 月下旬	~	11 月中旬
プロ C J H H		令和6年 3月上旬	~	3月下旬
バヌアツ	ニューヘブリデス諸島	令和5年 12月上旬	~	令和6年 3月下旬
インド	マニプール州、ナガランド 州	令和6年 2月中旬	~	2月下旬
モンゴル	地域未定	令和5年 7月下旬	~	8月中旬
樺太・千島 (北樺太を除く)	スミルヌイフ、ユジノサハ リンスク	令和5年 11月上旬	~	11 月下旬

フィリピン	ルソン島	令和5年11月頃		
		令和6年3月頃		
インドネシア	パプア州	令和5年 ~ 7月下旬		
		7月中旬 7月下旬		
		9月中旬 ~ 9月下旬		
バングラデシュ	クミッラ県、チッタゴン県	令和5年 令和6年		
		11 月中旬 3 月下旬		
その他	ミクロネシア・ヤップ州	令和5年 令和6年		
		10 月下旬 3 月下旬		
		令和6年 ~ 3月下旬		
		1月中旬		

- ※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。
- ※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。
- 現地調査を実施するに当たり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り 迅速に進める。
- 2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

### 【現地調査】

〇 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。 予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程		
ロシア	ハバロフスク地方	令和5年	~	6月上旬
		5月下旬		
	イルクーツク州	6月下旬	~	7月上旬
	沿海地方	9月中旬	~	9月下旬
カザフスタン	東カザフスタン州、クズル	令和5年	~	6月下旬
	オルダ州等	6月中旬		

- ※ 1派遣当たり概ね5名程度で構成。
- ※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

### 【遺骨収集】

○ 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、 遺骨収集団を5班派遣し、遺骨収集を行う。

予定している	具体的な日程は以	下のとおり。
	/ <del>                                     </del>	

実施地域	地域詳細	派遣日程		
ロシア	ハバロフスク地方	令和5年	~	8月上旬
		7月下旬		
		7月下旬	~	8月上旬
		8月下旬	~	9月上旬
	イルクーツク州	8月下旬	~	9月上旬
カザフスタン	東カザフスタン州、カラダ	令和5年	~	8月下旬
	ンダ州	8月中旬	. •	

- ※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。
- ※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。
- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連抑留中死亡者の埋葬地については、外務 省と協力し、様々な機会を通じて情報を取得できるよう取組を進める。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り 迅速に進める。

### 3. 情報のない未収容の遺骨

- 〇 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成 29 年度までに 資料を取得しているが、新たに調査が可能になった施設や、現地調査の結果 等により追加の調査が必要になった施設について、外務省と協力し、資料の 取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び 同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供 されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と 協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を 得て現地調査員の適任者の確保に努める。
  - 具体的には、ミャンマー、マリアナ諸島、パラオ諸島、トラック諸島、マーシャル諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インド、北ボルネオ、フィリピン、インドネシアにおいて、適任者の選定及び調整を行う。
- O なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係 省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力 して取組を進める。

#### 4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

○ 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、 課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。

具体的には、ウズベキスタンについて、令和元年 12 月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでにロシア側より資料提供のあった 13 の埋葬地のうち、2 埋葬地について現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。

中国については、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。

なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と 連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

#### 5. 沈没した艦船の遺骨

○ 沈没した艦船の遺骨については、令和2年夏に取りまとめた「沈没した艦船の遺骨収集についての基本的な考え方(令和2年8月厚生労働省社会・援護局)」に基づき、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしており、令和5年度も、引き続き、トラック諸島での現地調査及び遺骨収集を実施する。

#### 6. 戦没者遺骨の鑑定

〇 戦没者遺骨の鑑定については、既に DNA 鑑定を委託している鑑定機関(大学)に加えて、厚生労働省自らが DNA 鑑定を行えるよう、令和2年7月に厚生労働省内に立ち上げた戦没者遺骨鑑定センターに「戦没者遺骨鑑定センター分室(DNA分析施設)」を令和4年9月に設置した。

令和2年5月に取りまとめた戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し方針に基づき、引き続き、鑑定体制の充実、鑑定の迅速化に努めていく。

#### 7. その他

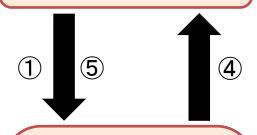
〇 新型コロナウイルスの感染状況や国際情勢の影響等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、「戦没者遺骨収集推進戦略」の推進の観点から必要な対応をとる。

## 戦没者の遺留品調査・返還業務について

### 業務の概要:

戦没者の遺留品について遺留品保有者から「遺族へ返還したい」との連絡を受けた場合、下記の流れに沿って調査・返還業務を実施している。

### 遺留品保有者



- ①遺留品保有者から、「遺族へ返還したい」との連絡があった場合に、厚生労働省に遺留品の写真を送付いただく (現在は海外ボランティアからの連絡が多い)
- ②氏名等の手がかりを基に
- 厚生労働省保管資料等を調査するとともに、
- ・委託団体による遺族関係者のネットワークを活用し調査 ⇒元の所有者を特定
- ③特定した元の所有者の遺族の所在調査及び受取意思の確認
- ④遺族の意思を遺留品保有者に伝達
- ⑤遺留品保有者が厚労省に送付した遺留品をご遺族に返還

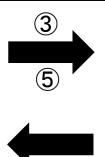
## 厚生労働省



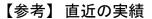
遺族関係団体



**4**)



遺族



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受付件数(新規)	318	439	430	287
遺族へ返還した件数	82	157	102	82
元の所有者が特定できなかった・ 遺族受領辞退等の件数	366	515	363	162